

ふるさと越後再造林基金規約

第1章 総 則

(名称及び所在地)

第1条 この団体は、ふるさと越後再造林基金（以下「基金」という。）と称し、この基金の所在地は、新潟市西区曾和 521 番 3 に置く。

(目 的)

第2条 この基金は、森林所有者等が行う再造林の負担軽減を図るため、林業・木材産業関係団体・企業等から協力金又は寄付金等を募って、その経費の一部を助成することにより、大切な森林を将来にわたって受け継ぎ、停滞している森林の更新を図り、適切な整備と管理を行い、原木の安定供給と伐採後の再造林等の確実な実行を促進し、森林の有する多面的機能を将来にわたって発揮させ、循環型林業の確立と持続可能な開発目標（SDGs）に寄与することを目的とする。

(基金の創設)

第3条 基金は、第4条の事業を円滑に実施するため、ふるさと越後再造林基金事業（以下「基金事業」という。）を創設する。

2 基金は、ふるさと越後再造林基金事業協力金徴収規程に基づく協力金及び基金の趣旨に賛同する企業等からの寄付金等をもって充てる。

(事 業)

第4条 基金は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 基金の造成及び管理に関する事業
- (2) 再造林の支援に関する事業
- (3) 基金の普及啓発に関する事業
- (4) 再造林の試験研究に関する事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の構成)

第5条 基金は、越後杉素材需給調整連絡会議（以下「需給調整会議」という。）
構成員の他、基金の趣旨に賛同する法人又は個人により構成する。

第3章 役 員 等

(役員の数)

第6条 基金に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 理 事 2人
- (4) 監 事 2人

(役員を選出)

第7条 基金の役員は需給調整会議構成員の中から選出し代議員会において選
任する。

(役員の職務)

第8条 会長は、基金を代表し、業務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐して業務を処理するとともに、会長に事故あるときは
その職務を代理し、会長欠員のときはその職を行う。

3 監事は、会計年度終了後に、会計帳簿類を監査し基金に報告する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なお、その職を行う
ものとする。役員に欠員が生じた場合、新たに選任された役員任期は、前任
者の残任期間とする。

(オブザーバー)

第10条 基金は、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、会議に出席して意見を述べることができる。

(会 議)

第11条 基金には次の会議を設ける。

(1) 代議員会

(2) 理事会

第4章 代議員会

(代議員会)

第12条 代議員会は、基金の最高決議機関とする。

代議員会は、毎年1回開き、臨時代議員会は会長が必要と認めたとき招集し、会長が議長となる。

2 代議員会は、代理出席を認める。

(代議員会の決議)

第13条 代議員会の決議は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面による議決権の行使)

第14条 代議員は、第13条の規定に定める他、あらかじめ通知のあった事項つき、書面をもって議決権を行うことができる。

(代議員会の決議事項)

第15条 代議員会は、次の各号に掲げる事項を審議し決議する。

- (1) 規約の設定、変更又は廃止に関すること。
- (2) 毎事業年度の事業計画及び収支予算に関すること。
- (3) 毎事業年度の事業報告及び収支決算に関すること。
- (4) 基金徴収規程の制定及び改正に関すること。
- (5) 助成金交付要綱の制定及び改正に関すること。

- (6) 役員を選任又は解任に関する事。
- (7) その他理事会において必要と認める事項に関する事。

(代議員の選出)

第16条 代議員会は、需給調整会議構成員の中から、次の数を選出する。

- (1) 上越地区 2名
- (2) 中越地区 2名
- (3) 下越地区 2名
- (4) 佐渡地区 1名

(代議員の任期)

第17条 代議員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なお、その職を行うものとする。代議員に欠員が生じた場合、新たに選任された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 理事会

(理事会)

第18条 理事会は、会長が必要と認めたときに招集する。

理事会は、代議員会に提出する議案並びに基金の運営、執行に関する具体的事項を決定する。

- 2 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 理事会の決議は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 理事会は、代理出席を認める。

第6章 経費及び事務局

(経費)

第19条 基金の経費は、会員の協力金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(事務局)

第20条 基金の事務を処理するため、新潟県森林組合連合会内に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び事務局員を若干名置き、会長が委嘱する。

(事業年度)

第21条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(細 則)

第22条 基金の事務の処理に関し、必要な細則は理事会において別に定める。

附 則

1 この規約は、令和4年3月24日から施行する。

ふるさと越後再造林基金事業協力金徴収規程

(目 的)

第1条 ふるさと越後再造林基金（以下「基金」という。）は、基金規約第3条第1項のふるさと越後再造林基金事業（以下「基金事業」という。）の適正かつ円滑な造成を図るため、同条第2項の協力金の徴収方法及び基金事業への納入方法について基本的事項を定める。

(協力金の徴収対象及び徴収対象者)

第2条 協力金の対象は次の各号のとおりとする。

新潟県内の国有林・公有林・私有林において、販売目的で素材生産された針葉樹及び広葉樹原木（以下、「対象原木」という。）とする。

2 協力金の徴収対象者は、次の各号のいずれかに該当する越後杉素材需給調整連絡会議（以下「需給調整会議」という。）構成員並びに趣旨に賛同する企業又は個人（以下「協力者」という。）とする。

(1) 原木供給者 (2) 原木流通業者 (3) 原木需要者

(協力金の徴収額)

第3条 協力金の徴収額は、次の各号のとおりとする。

(1) 原木供給者：出荷販売に係る新潟県内産原木取扱い

1 m³当たり 20 円

(2) 原木流通業者：仕入れ販売に係る新潟県内産原木取扱い

1 m³当たり 10 円

(3) 原木需要者：購入及び自家消費に係る新潟県内産原木取扱い

1 m³当たり 20 円

2 上記において、木質バイオマス材は1tを1m³と読み替える。

(協力金の徴収方法)

第4条 協力金の徴収方法は、次の各号によるものとする。

2 協力金の実績量は、需給調整会議の実績を基にする。

3 協力者からの協力金の徴収は、第2条に定める対象原木とし、前年度の実績量に応じて、第3条に定める額を年1回納付することとし、前年4月から翌年3月末までの実績量に応じた額を当年6月末まで、別記様式1号により全額を納付するものとする。

ただし、協力金請求額は、十円単位とし、十円未満は切り捨てるものとする。納入は銀行振込みとし、振込手数料は、協力者の負担とする。

(その他)

第5条 この規程に定めのないもので必要が生じた事項については、理事会の決議を経て、会長がその都度定める。

附 則

1 この規程は、令和4年3月24日から施行する。

ふるさと越後再造林基金事業助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 ふるさと越後再造林基金（以下「基金」という。）は、基金が定める目的に従い、森林所有者等が行う再造林に対して、その経費の一部を助成するふるさと越後再造林基金事業（以下「基金事業」という。）を実施することとし、必要な手続きを以下に定める。

(助成対象)

第2条 支援事業の助成対象は、国有林、公有林、機関造林を除く森林所有者等が行う再造林（初期保育含む。）とし、次の各号に掲げる要件に適合しているものとする。

(1) 対 象

- ① 対象原木（協力金徴収規程第2条1項）を250 m³/年以上、流通業者（新潟県森林組合連合会）を経由して出荷した事業体。
- ② 助成対象は、協力金を納付した事業体。
- ③ 森林所有者等が新潟県内において行う再造林で、「民有林造林事業」（国事業名：森林環境保全直接支援事業）等の交付を受けて実施した再造林の林地のうち、森林経営計画を作成済み又は、策定見込であること。

(2) 対象施業は、次のいずれかを実施していること。

- ① 原則として、スギコンテナ苗及びスギ裸苗とし、基金が推奨する早生樹等も助成の対象とする事が出来る。

(3) 1事業体当たりの対象面積は、次のとおりとする。ただし、毎事業年度予算によって造林申請面積の上限を調整することがある。

- | | |
|---|--------------------|
| ① 出荷量：250 m ³ 以上～1,000 m ³ 未満 | 造林申請面積 1ha を上限とする。 |
| ② 出荷量：1,000 m ³ 以上～3,000 m ³ 未満 | 造林申請面積 2ha を上限とする。 |
| ③ 出荷量：3,000 m ³ 以上～5,000 m ³ 未満 | 造林申請面積 3ha を上限とする。 |
| ④ 出荷量：5,000 m ³ 以上 | 造林申請面積 5ha を上限とする。 |

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次のとおりとする。

- (1) 交付する助成金の額は、助成金交付要綱第2条(3)により、1ha当たり、スギコンテナ苗の場合は、10万円を助成する。なお、裸苗の場合は、5万円を助成する。

- (2) 助成金の交付は年1回とする。
- (3) 助成金の額は、千円単位とし、千円未満は切り捨てる。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付の申請をする者は、事前予約申請書を提出し、事業終了後、次の各号に掲げる事項を記載した、ふるさと越後再生基金事業交付申請書（第1号様式）を会長あて提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 再造林事業の内容
- (3) 皆伐の実施状況
- (4) 助成金振込金融機関口座名

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事前予約申請書の写し（事前予約申請書）
- (2) 再造林後の適正な管理等を誓約する書類（様式1-1号）
- (3) 検査合格通知書の写し
- (4) その他必要と認める書類

(助成の条件)

第5条 助成金を受けた者は、（以下「助成対象者」という。）支援事業の趣旨を十分に認識し、助成金の対象となった植林地について、下刈等の実施により、適正に管理しなければならない。

2 新潟県補助金等交付規則第5条（補助金の交付条件）、第15条（決定の取り消し）、第16条（補助金の返還）を準用し、該当する場合には、助成金の返還を命ずるものとする。

(助成金の交付決定及び額の確定)

第6条 会長は、第4条の申請を受けた場合においては、当該申請書の書類を審査し、第2条の要件に適合すると認めるときは、予算の範囲内で交付すべき助成金の額を確定し、当該助成申請者に通知（第2号様式）するものとする。

(交付申請事務手数料)

第7条 協力金の管理及び交付申請手続きを適正且つ円滑に行うため、交付申請1件につき、交付申請額の5%を申し受けるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めないもので必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、その都度定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 24 日から施行する。

事前予約申請用紙

事前予約申請書

令和 年 月 日

ふるさと越後再造林基金
会長 村松 二郎 様

(申請者)

住所

氏名

電話

印

FAX

下記森林について、ふるさと越後再造林基金事業助成金交付要綱
を承知の上、下記のとおり事前予約申請します。

第2条(3)により、事業予算により調整する場合がある。

受付印

記

1 再造林事業の内容

番号	事業地の所在 (市町村・大字・字・地番)	植栽 樹種	植栽本数 (本/ha)	植栽面積 (ha)	予定助成金 申請額(円)	備考
計						

※本助成交付申請時には様式1号により、下記の書類を添付して申請してください。

- 1 検査合格通知書の写し
- 2 事前予約申請書の写し (事前予約申請用紙)
- 3 再造林後の適正な管理等を誓約する書類 (様式1-1号)
- 4 その他必要と認めた書類

2 皆伐の実施状況

番号	皆伐 年月	皆伐 樹種	皆伐面積 (ha)	伐採事業者(住所・氏名)	立木販売者(住所・氏名)
計					

様式第1号（第4条関係）

助成金交付申請書

令和 年 月 日

ふるさと越後再造林基金
会長 村松 二郎 様

(申請者)

住所

氏名

印

下記森林について、再造林を完了したのでふるさと越後再造林基金事業助成金交付要綱を承知の上関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 再造林事業の内容

番号	事業地の所在 (市町村・大字・字・地番)	植栽 樹種・ コナラ苗 の有無	植栽本数 (本/ha)	植栽 面積 (ha)	国 補 助成額 (円)	県 単 助成額 (円)	市町村 助成額 (円)	助成金 申請額 (円)
計								

- 1 検査合格通知書の写し
- 2 事前申請書の写し(事前予約申請書)
- 3 再造林後の適正な管理等を誓約する書類 (様式 1-1 号)
- 4 コナラ苗使用の場合は植栽樹種の後にコナラ書きで記入下さい。
- 5 その他必要と認めた書類

2 皆伐の実施状況

番号	皆伐 年月	皆伐 樹種	皆伐面積 (ha)	伐採事業者(住所・氏名)	立木販売者(住所・氏名)
計					

3 助成金振込金融機関口座名 (申請者)

振込銀行	銀行	支店	カガナ				口座 名義
			カ	ガ	ナ		
口座番号	普通・当座						

様式 1-1 号 (交付要綱第 4 条第 2 項第 3 号関係)

ふるさと越後再造林基金事業助成金交付申請に係る誓約書

ふるさと越後再造林基金
会 長 村松 二郎 様

私は、ふるさと越後再造林基金が行う基金事業助成金交付申請にあたり、下記の事項を厳守することを誓約します。

記

- 1 ふるさと越後再造林基金事業の趣旨を十分に認識し、助成金の交付を受けた再造林地について、成林に必要な補植、下刈り及び除間伐等の実施により適正に管理します。
- 2 前項に反した場合においては、ふるさと越後再造林基金から助成金返還の要求があった時は返還に応じます。
- 3 その他、助成の条件として提示された事項については、誠意をもって対応します。

令和 年 月 日

(申請者)

住 所

氏 名

Ⓔ

様式第2号（第6条関係）

助成金交付決定通知書

令和 年 月 日

(申請者)

殿

新潟市西区曾和 521
 ふるさと越後再造林基金
 会長 村松二郎 ㊞

年 月 日付で助成金交付申請があったふるさと越後再造林基金事業助成金交付要綱第3の(1)に基づき、金 _____ 円に確定し交付することに決定したので、2月25日付けで指定の金融機関の口座に振り込みます。

但し、支払日が土日及休日の場合は、その翌日とする。

記

【再造林事業の内訳】

番号	事業地の所在 (市町村・大字・字・地番)	植栽 樹種	植栽本数 (本/ha)	植栽面積 (ha)	助成金 申請額 (円)	助成金 決定額 (円)
計						

(助成の条件)

- 1 助成金の交付を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、支援事業の趣旨を十分に認識し、助成金の交付の対象となった再造林地について、成林に必要な補植、下刈等の実施により、適正に管理しなければならない。
- 2 その他の助成条件は、ふるさと越後再造林基金事業助成金交付規程第5条を準用する。
- 3 助成金の額は、千円単位とし、千円未満は切り捨てる。

ふるさと越後再造林基金事業に係る寄付金申込書

ふるさと越後再造林基金
会長 村松 二郎 様

私は、ふるさと越後再造林基金が行うふるさと越後再造林基金事業の趣旨に賛同し、下記のとおり寄付いたします。

記

1 寄付金額 (一口 5,000 円)

口数 口

寄付金 円也

2 寄付金の納付予定日

令和 年 月 日頃

令和 年 月 日

住 所

氏 名

